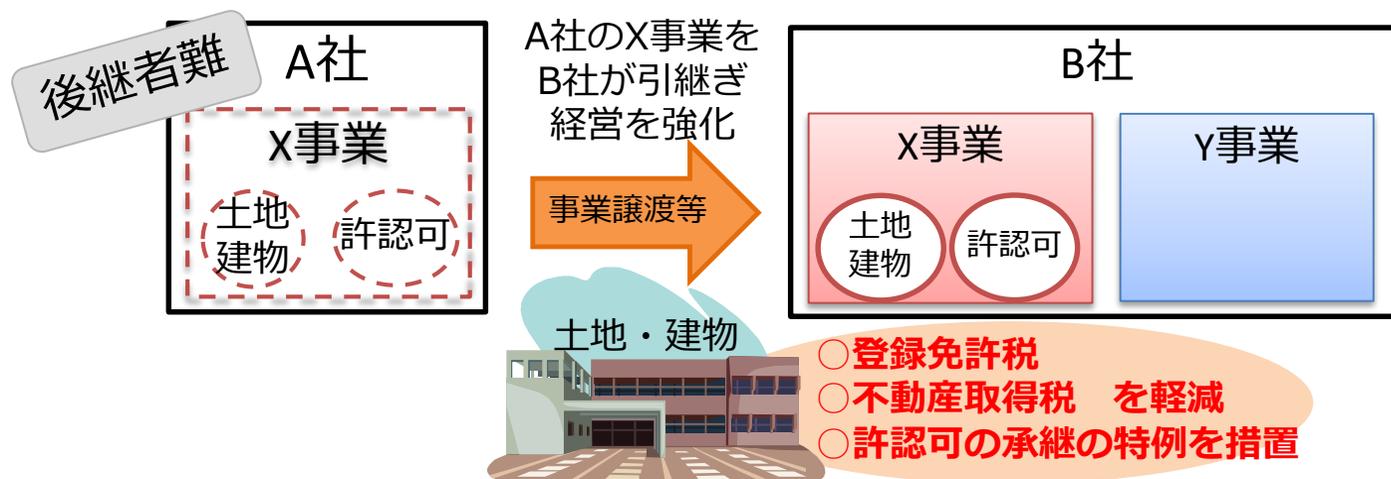


(1) 再編統合による事業承継加速化 (中小企業等経営強化法改正)

- 中小企業の経営者の高齢化は一層深刻化しており、地域やサプライチェーンにとって重要かつ優良な事業も、廃業リスクにさらされている。
- 生産性向上を支援する「経営力向上計画」について、現状は原則として自社資源を活用したものを念頭に置いているが、M&A等による事業承継を伴うものを対象に追加し、税制優遇や法的な許認可の引継等の支援を講じる。



(参考1) 登録免許税・不動産取得税の特例

事業譲渡の場合*		通常税率	計画認定時の税率
登録免許税		2.0%	1.6% (1/5減額相当)
不動産取得税	土地	3.0%	2.5% (1/6減額相当)
	建物	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

*株式の譲り受けの場合は、登録免許税・不動産取得税は非課税

(参考2) 許認可承継の特例

承継された事業に係る許認可を承継
⇒再編・統合に要する事務コスト・
事業上のリスク等を削減